

お持ちの NCPR 修了認定の有効期限が 2021 年 7 月末日までの皆様へ

日本周産期・新生児医学会
新生児蘇生法委員会

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の状況をふまえ、新生児蘇生法委員会で検討いたしました結果、**以下の対象者について e ラーニングでの更新を可能とする特別措置を延長することといたしました。**

対象の方は、有効期限月内に所定の申請書類を事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。なお技術面で不安のある方は、開催が再開されましたら是非スキルアップコースの受講をお願いいたします。

【特別措置対象者】

2021 年 7 月末日までに有効期限を迎える A・B・J の修了認定者

【特別措置について】

お持ちの認定期間が 3 年間の方は、本来スキルアップコースが必修でしたが、特別措置として **e ラーニングで更新を可能といたします。また、期限が切れた後でもスキルアップコース受講が可能でしたら、更新を受理いたします。**

【eラーニングの履修方法について】



新生児蘇生法ホームページより「更新モードにする」を選択のうえ、履修を開始してください。

初めてご利用される方は [まだ登録していない方はこちらから] から「修了認定番号」「お名前」「パスワード設定」の登録が必要となります。

すべてのカリキュラムが修了すると、eラーニング WEB 上より「eラーニング修了証明書付認定更新申請書」をダウンロードできます。

【ガイドライン 2020 への登録について】

現在の e ラーニングはガイドライン 2015 年版となります。ホームページの「ガイドラインアップデート動画」を視聴のうえ登録すると更新と同時にガイドライン 2020 へのアップデートが可能です。



更新の書類を送付前に登録されると、新しい認定証カードは「2020」で発行致します。

※アップデートの証明書は印刷できますが、ご提出は不要です。

【修了認定更新料お振込先・提出物・送付先】

ホームページの「各種手続きのご案内」→「認定を更新される方へ」をご参照ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

新生児蘇生法普及事業事務局 電話:03-5228-2017 E-mail: info@ncpr.jp